

公益社団法人 益田青年会議所

定款

303



Junior Chamber International Japan

MASUDA

# 【 定 款 】

## 第1章 総則

### 第1条(名称)

この法人は、公益社団法人益田青年会議所（以下「本会議所」という。）と称する。

### 第2条(事務所)

本会議所は、主たる事務所を島根県益田市に置く

## 第2章 目的及び事業

### 第3条(目的)

本会議所の目的は、次のとおりとする。

- (1)地域社会及び国家の発展を図る。
- (2)会員の連携と指導力啓発に務める。
- (3)国家的理解を深め、世界の繁栄と平和に寄与する。

### 第4条(運営の原則)

本会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的とする事業は行わない。

### 第5条(事業)

本会議所は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- (2)教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発展に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- (3)地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- (4)国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- (5)地域社会の健全な発展を目的とする事業
- (6)公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- (7)国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力並びに国際社会への貢献を目的とする事業

2. 前項に定めるもののほか、公益目的事業の推進に資するために必要に応じ次の事業を行う。
  - (1) 指導力啓発の知識及び教養の修得と向上及び能力の開発を図る事業
  - (2) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所、国内・国外の青年会議所、その他諸団体と連携し、相互の理解と親睦を増進する事業
  - (3) その他本会議所の目的達成に必要な事業

### 第3章 会員

#### 第6条（会員の種別）

本会議所の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員
- (2) 特別会員
- (3) 名誉会員
- (4) 賛助会員

#### 第7条（正会員）

本会議所の正会員は、益田市及びその周辺に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年とする。

ただし、年度中に40歳に達した場合には、その事業年度内には正会員としての資格を有する。

#### 第8条（特別会員）

特別会員は、40歳に達した年の事業年度末まで正会員であった者で、理事会で承認された者とする。

#### 第9条（名誉会員）

名誉会員は、本会議所に功労のある者のうちから理事会の選任により決定する。

2. 名誉会員は、当該事業年度のみ、その身分を有する。但し、理事会の選任により重任又は終身身分となることを妨げない。

## 第10条（賛助会員）

賛助会員は、本会議所の趣旨に賛成し、その事業の発展を助成することを望む個人又は団体で、理事会で承認されたものとする。

## 第11条（会員の権利）

会員は、この定款に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

## 第12条（会員の義務）

正会員は、定款その他の規程を遵守し、本会議所の目的達成に努力する義務を負う。

## 第13条（入会）

本会議所に入会を希望する者は、別に定める会員資格規則に基づき、所定の入会手続きにより、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2. 前項の理事会の承認を受けた者は、正会員として入会を確定する。

## 第14条（入会金及び会費）

正会員は、入会に際し別に定める会員資格規則に基づき入会金を納入しなければならない。

2. 正会員は、別に定める会員資格規則に基づき、会費を納入しなければならない。

## 第15条（休会）

やむを得ぬ事由により長期間例会に出席できない正会員は、別に定める会員資格規則に基づき、休会することができる。ただし、理事会の承認を得なければならない。

## 第16条（会員資格の喪失）

会員は、次の事由によりその資格を失う。

- (1) 退 会

- (2) 死亡
- (3) 成年被後見人又は被保佐人の宣告
- (4) 除名

#### 第17条（退会）

退会（法人法第28条に規定する退社をいう。以下同じ。）を希望する正会員は、所定の手続きにより退会届を理事長に提出しなければならない。

- 2. 会費納入前に退会の届出があった場合は、その年度の半期該当の分まで納入しなければならない。

#### 第18条（除名）

会員が次の各号の一に該当するときは、社員総会（以下「総会」という。）において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) 本会議所の秩序を乱し、又は本会議所の設立の趣旨に反する行為をしたとき。
  - (2) 会費納入義務を履行しないとき。
  - (3) 正当な理由なく例会に出席しないとき。
  - (4) その他会員として適当でないと認められたとき。
- 2. 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に総会の1週間前までに理由を付して除名をする旨の通知をし、除名の議決を行う総会において、その会員の弁明の機会を与えなければならない。

#### 第19条（抛出金品の不返還）

すでに納入した会費その他の抛出金品は返還しない。

### 第4章 役員

#### 第20条（役員の設定）

本会議所に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 4人以内
- (3) 専務理事 1人
- (4) 会計理事 1人

(5) 理事(理事長、副理事長、専務理事及び会計理事を含む) 10人以上25人以内

(6) 監事 2人

2. 本会議所の役員は、無報酬とする。

## 第21条 (役員を選任)

理事及び監事は、正会員のうちから総会において選任する。

2. 選任方法は、役員選任に関する規則に定める。

3. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

## 第22条 (理事の職務及び権限)

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、法人法上の代表理事とし、業務を総括する。

3. 副理事長、専務理事及び会計理事は別に定める規則に基づき職務を行う。

4. 理事は理事長及び副理事長を補佐し、職務を分掌する。

6. 理事会は、理事長以外の理事の中から、法人法第91条第1項第2号の業務執行理事を選任することができる。

7. 理事長及び前項の業務を執行する理事は、毎事業年度に4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

## 第23条 (監事の職務及び権限)

監事は次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(2) いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会議所の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(3) 本会議所の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。

(4) 理事が不正な行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反

する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは遅延なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

- (5) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- (6) 総会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。
- (7) 必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- (8) 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする。理事会の招集通知を発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。
- (9) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他電磁的記録、その資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。
- (10) 理事が本会議所の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会議所に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

#### 第24条（役員任期）

理事として選任された者は、補欠又は増員により選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。ただし、再任を妨げない。

2. 監事として選任された者は、補欠又は増員により選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、その翌年の12月31日に任期が満了する。ただし、再任を妨げない。
3. 補欠又は増員により選任された理事又は監事の任期は、前任者又は現任者の任期が満了する時までとする。

4. 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでその権利義務を有する。

#### 第25条（役員 of 辞任及び解任）

役員は理事会の承認を得て辞任することができる。

2. 役員が役員としてふさわしくない行為をしたときは、総会において総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。
3. 第18条第2項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合において準用する。

#### 第26条（役員以外の役職及び権限）

本会議所に、役員以外に次の役職を置く。

(1) 直前理事長 1人

(2) 出向者 若干名

2. 前項の役職に就くものは、次の職務を行う。
  - (1) 直前理事長は、理事長経験を活かし、所務について必要な補助をする。
  - (2) 出向者は、理事長及び副理事長を補佐し、それぞれ与えられた職務を遂行し、出向先と本会議所との連携を図る。
3. 直前理事長及び出向者は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

## 第5章 総会

#### 第27条（構成等）

総会は、正会員をもって構成する。

2. 総会は、定時総会及び臨時総会の2種類とする。
3. 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

#### 第28条（議決事項）

総会は法人法に規定する事項及びこの定款に別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

(1) 定款の変更並びに規則の制定、変更及び廃止



- (2) 事業計画及び収支予算書の決定並びに変更
- (3) 事業報告の承認
- (4) 貸借対照表の承認
- (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 財産目録の承認
- (7) 会員の除名
- (8) 役員を選任及び解任
- (9) 入会金及び会費の額の決定
- (10) 本会議所の解散
- (11) 理事及び監事の報酬等の額

## 第29条（開催）

定時総会は、毎年1月、8月及び12月に開催し、1月に開催する定時総会をもって、法人法第36条第1項の定時社員総会とする。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認めたとき。
  - (2) 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員から会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求が理事会にあったとき。

## 第30条（招集）

総会は、前条第2項第2号の場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。但し、すべての正会員の同意がある場合にはその招集手続きを省略することができる。

2. 前条第2項第2号の場合を除き、総会を招集する場合は次に掲げる事項の決定は理事会の決議によらなければならない。
  - (1) 総会の日時及び場所
  - (2) 総会の目的である事項があるときには当該事項
  - (3) 総会に出席しない正会員が、書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
3. 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4. 総会を招集するには、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の7日前までに正会員に通知しなければならない。

#### 第31条（議長）

総会の議長は、理事長又は正会員のうち理事長の指名した者がこれにあたる。

#### 第32条（定足数）

総会は、正会員の過半数が出席しなければ開会することができない。

#### 第33条（決議）

総会の決議は、次条に定めるもののほか、出席正会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 前項前段の場合において、議長は正会員として決議に加わることができない。

#### 第34条（特別議決）

前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を総会で決議するには、総正会員の議決権の3分の2以上の議決によらなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員解任
- (3) 法人法第113条第1項に規定する役員の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 事業の全部の譲渡
- (6) 解散
- (7) 法人法第150条に規定する継続
- (8) 合併契約の承認

#### 第35条（議決権）

正会員は、総会において各1個の議決権を有する。

### 第36条（書面表決権等）

やむを得ない理由のため総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決することができる。この場合において、第32条から第34条までの規定の適用については、出席したものとみなす。

### 第37条（議事録）

総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議事録には出席正会員のうちから、その総会において議長より指名された議事録署名人が署名捺印しなければならない。

## 第6章 理事会

### 第38条（構成）

本会議所に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### 第39条（権限）

理事会は、次の各号の職務を行う。

- (1) 理事長の選定及び解任。ただし、理事長選定にあたっては、総会決議により理事長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。
- (2) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (3) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (4) 前各号に定めるもののほか本会議所の業務執行の決定
- (5) 理事の職務の執行の監督
2. 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
  - (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

- (5)内部管理体制の整備(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他、本会議所の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備)

#### 第40条 (招集)

定時理事会は、毎月例会日の3日前までに理事長が招集する。

2. 臨時理事会は、理事長が必要と認めたとき又は理事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに理事長が招集する。
3. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

#### 第41条 (議長)

理事会の議長は理事長がこれに当たる。ただし、理事長の指名により理事が議長を代行することができる。

#### 第42条 (定足数)

理事会は議決に加わることができる理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

#### 第43条 (議決)

理事会の決議は、議決に加わることができる出席理事の過半数をもって決する。ただし、総会において特別決議を要する事項については、出席理事の3分の2以上の多数をもってこれを決する。

2. 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

#### 第44条 (議事録)

理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 出席した理事長及び監事は前項の議事録に署名しなければならない。

## 第7章 例会及び委員会

### 第45条（例会）

本会議所は、毎月1回以上例会を開く。

2. 正会員及び仮入会員は、正当な理由がある場合を除き、例会に出席しなければならない。
3. 例会の運営については、理事会の定めるところによる。

### 第46条（委員会の設置）

本会議所の目的達成に必要な調査、研究、審議又は実施するために各部門ごとに委員会を設置する。

### 第47条（委員会の構成）

委員会は、委員長、副委員長、委員をもって構成する。

2. 委員長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱し、副委員長は、正会員のうちから委員長が理事会の承認を得て任命する。
3. 正会員は、理事長、直前理事長、副理事長、専務理事、会計理事及び監事を除き、いずれかの委員会に所属しなければならない。

## 第8章 資産及び会計

### 第48条（資産の構成等）

本会議所の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
  - (2) 会費
  - (3) 入会金
  - (4) 寄付金品
  - (5) 事業に伴う収入
  - (6) 資産から生ずる収入
  - (7) その他の収入
2. 本会議所の経費は、資産をもってこれを支弁する。

### 第49条（資産の管理）

資産は理事長が管理する。

## 第50条（会計区分）

本会議所の会計区分は、理事会の決議により別に定める  
経理規定による。

## 第51条（事業年度）

本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31  
日に終わる。

## 第52条（事業計画及び収支予算）

本会議所の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び  
設備投資の見込みを記載した書類は、理事長が作成し、理  
事会の決議を経て、12月の総会の承認を得なければならない。  
い。

2. 理事長は、前項の規定により総会の承認を得た書類を毎  
事業年度の開始の日の前日までに公益社団法人日本青年会  
議所及び行政庁に届け出なければならない。
3. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度  
が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものと  
する。

## 第53条（事業報告及び会計報告）

理事長は、毎事業年度終了後速やかに次に掲げる書類を  
作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けな  
なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (4) 財産目録

2. 前項に規定する書類及び監事の監査報告は、毎事業年度  
終了後最初に開かれる定時総会の開会日の2週間前までに  
主たる事務所に備え置かなければならない。
3. 理事長は、監事の監査報告を添えて第1項に規定する書  
類を定時総会に提出し、その承認を求めなければならない。  
前項に定める意見書を添えて第1項に規定する書類を  
定時総会に提出し、その承認を求めなければならない。

4. 理事長は、前項の規定により総会の承認を得た第1項の書類を、行政庁に届出なければならない。

#### 第54条(公益目的取得財産残額の算定)

理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、書類に記載するものとする。

### 第9章 情報公開及び個人情報の保護

#### 第55条(情報の公開)

本会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

#### 第56条(個人情報の保護)

本会議所は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期するものとする。

#### 第57条(公告の方法)

この法人の公告は、電子公告により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、島根県において発行する山陰中央新報に掲載する方法による。

### 第10章 定款の変更、合併及び解散

#### 第58条(定款の変更)

この定款は、総会において総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、これを変更することができる。

2. 定款を変更した場合には、変更部分を明示して、行政庁に届出なければならない。
3. 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第11条各号に掲げる変更を行う場合は、行政庁により変更の認定を受けなければならない。

## 第59条（解散）

本会議所は、総会の決議その他法人法第148条に規定する事由により解散する。

2. 総会の決議に基づいて解散する場合には、総正会員の議決権の3分の2以上による議決を要する。

## 第60条（残余財産の帰属）

本会議所が清算するとき存する残余財産は、総会の決議を経て、本会議所と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第61条（清算人）

本会議所の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

2. 清算人は、就任の日から6ヶ月以内に清算事務を処理し、総会の承認を得なければならない。

## 第62条（解散後の会費の徴収）

本会議所は解散後においても清算終了の日までは、総会の決議を経てその債務を弁済するに必要な限度内の会費を解散の日現在の正会員から徴収することができる。

## 第63条（合併等）

本会議所は、総会において総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

2. 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届けなければならない。

## 第64条（公益認定の取消し等に伴う贈与）

本会議所が公益認定の取消し処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、



認定法第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

#### 附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第51条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この法人の最初の代表理事は、竹内宏規とする。